

第2回連継部会

葉山町総合計画審議会

2026年3月9日

葉山町政策財政部政策課

第1回の振り返り

第1回部会では、総合計画の施策体系から連継の推進まで、幅広くご審議をいただきました。その中で、連継の推進に向けたご意見として、

- ① プラットフォームを実際に運営しているリーダーに話を聞いてみるかどうか。
- ② 町政参画への仕組みづくり
- ③ リーダーが集える場づくり
- ④ 世論を形成するメディアの必要性

など様々なご意見をいただきました。

第2回部会に向けて、主に①②について、資料を作成しました。

①プラットフォーム担当者へのヒアリング

堀内互近助プラットフォーム

- 堀内地区第2層協議体
介護保険生活支援体制整備事業として、住民主体の取組みをより一層支援するとともに、介護予防の環境づくりや、要支援者、認知症の方々が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係者が横のつながりを作り、新しい社会資源が作りやすい環境を作ること为目的に設置された協議体で、堀内圏域の協議体が本プラットフォーム。
※第1層…葉山町全域、第2層…町内8圏域
- 推進開始年月日：平成30年4月
- 協議体の特徴としては、様々な世代や主体が参画し、高齢者や要支援者、認知症の方々だけではなく、多世代が関わり、連携・協働しながら取組みを進めている。
- 全体会議を年1回、コア会議を年6～8回程度実施している。
- 主な事業としては、「みんなの貯筋」「みんなの畑」「ほりうち地域交流会」など

①プラットフォーム担当者へのヒアリング

担当者として心がけていること など

- ・協議体として「まとまる」というよりフラットに「つながる」ことを意識している。
トップダウン型や一極集中型の運営は行わない。
- ・簡単な提案は行うが、みんながやりたいこと、やりやすいことを優先している。
- ・デジタルもオフラインも両輪が重要。
- ・協議体設置後に、コロナ禍によって活動がストップするかに思えたが、デジタルの活用を積極的に実施したことで、歩みを止めずに進めることができた。
- ・当初は町内会の参画がなかったが、そのことが結果的に町内会館以外での活動場所ができ、今は町内会館を含めた様々な場所で活動ができている。
- ・赤ちゃんから高齢者まで、多世代が交流できる場づくりができており、顔つなぎを意識して進めている。

② 町政参画への仕組みづくり

町内（自治）会への加入促進

町内（自治）会は、地元地域に根付いた団体であり、地域住民の暮らしに密接に関わっています。しかし、一方で役員の高齢化や担い手不足、加入率の低下等の問題があり、町内（自治）会活動のあり方について検討する時期にきています。

持続可能な町内（自治）会活動に向けては、まずは加入促進が欠かせません。
町内（自治）会への加入促進に向けては、

- ・ 町内会へ加入することのメリットを明確にする
- ・ 参加しやすい活動の企画
- ・ 加入のハードルを下げる
- ・ 地域とのつながりを実感できる工夫

などが考えられますが、活動を企画するには、少なからず費用面の課題があります。

複数の町内会合同で企画する等、スケールメリットを活かすことも重要ですが、他自治体によっては、イベント実施に向けた補助金を交付している自治体があることから、いくつか事例を紹介します。

② 町政参画への仕組みづくり

No	自治体名	補助金名称	内容・対象	補助率	補助限度額
1	市川市	自治会コミュニティ活動支援補助金	自治会が主催、または中心的な役割を担って市内で開催される地域の住民との交流を目的としている活動又は行事に係る費用の一部を補助しています。	1/2	1年度あたり10万円 (消耗品は上限3万円)
2	江東区	町会・自治会地域活性化事業補助	町会・自治会が主催する、地域コミュニティの活性化及び地域住民の交流を図る事業の実施に要する経費を補助するものです。	10/10	20万円
3	調布市	調布市自治会活性化事業補助金	自治会または自治会連合会が実施する活性化に資する事業に必要な費用を補助いたします。住民の交流につながるイベント、防災訓練、物品購入やデジタル技術活用などに活用いただけます。	9/10	5万円
4	中央区	地域手づくりイベント助成	新規会員の獲得や地域活動の促進を目的として、町会・自治会が企画する手づくりイベント	1/2	申請回数に制限なし。 町会等が、区内の団体等と連携し実施する場合に、既存の助成（対象経費の2分の1）に一律10万円を加算して助成（年度内1回のみ）
5	福井市	自治会活動活性化支援事業補助金	持続的な自治会活動の実現を図り、自治会活動の新たな担い手を確保する取組を支援するため、自治会が開催するイベントの経費を補助します	1/2	10万円
6	松江市	活動支援事業補助金	地域のコミュニティ活性化、地域住民の連帯感の醸成を図ることを目的とする自治会活動に対しての支援制度です。	1/2	30万円

② 町政参画への仕組みづくり

自治体モニター制度

いくつかの自治体では、その都度、無作為に抽出されて実施されるアンケート調査以外にも、モニター制度により登録されたモニターに年数回のアンケート調査の回答を依頼し、意見聴取を行っています。

分析・活用に際しては、無作為抽出のアンケートではないという点を加味する必要がありますが、町政参画への第1歩として有効な手段の一つだと考えます。



② 町政参画への仕組みづくり

自治体モニター制度事例

No.	自治体名	内容	謝礼
1	相模原市	①市政モニター 市内在住の満16歳以上を対象に実施。 令和7年度：193名 アンケート実施回数：3回 ②ジュニア・市政モニター 市内在住在学の中高生対象 令和7年度：307名 アンケート実施回数：5回	市政モニターのみ謝礼を配布。 1回でも回答すると図書カード 1,000円 （それに加えて地域通貨ポイントを付与）
2	船橋市	eモニター制度（インターネットモニター） 市内在住18歳以上を対象に実施。 令和7年度：675名 アンケート実施回数：11回	アンケートに複数回回答し、来年度も継続する場合、抽選で記念品をプレゼント
3	鎌倉市	市政e-モニター 令和2年度末を以て、終了。 今後のアンケートについてはLINEを用いたアンケートへ移行	無償

② 町政参画への仕組みづくり

逗子市：市民参加制度

この制度は、市の行政活動における市民参加の対象、方法等を定め、市民参加を適正に運営することにより、市民の望む豊かで住みやすいまちを目指すことを目的としています。

市民参加の基本理念は、市民一人ひとりが権利と役割を自覚し、積極的かつ主体的に生活に根付いた考えを市政に活かすことで市民自治を実現させることをいいます。

市では、逗子市市民参加条例を制定し、市民参加制度の運用等に関する審査や評価をする組織として市民参加制度審査会を設置しています。（逗子市ホームページより）

② 町政参画への仕組みづくり

逗子市市民参加条例（抜粋）

（市民参加の対象）

第7条 市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次のとおりとします。

- （1）市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更
- （2）市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃
- （3）市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃（前号に掲げるものを除きます。）
- （4）市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定又は変更
- （5）行政手続法（平成5年法律第88号）又は逗子市行政手続条例（平成10年逗子市条例第1号）の規定に基づく審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- （6）その他市の執行機関が必要と認める行政活動

（市民参加の方法）

第8条 市の執行機関は、対象事項について次に掲げる市民参加の方法から当該行政活動の内容等に応じて適切であるものを複数選択して実施しなければならないものとします。ただし、第7条第1項第5号に規定する対象事項は、その限りでないものとします。

- （1）パブリックコメント（事前に案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聴くことをいいます。以下同じ。）
- （2）審議会等（法律又は条例により規定され、公募の市民を構成員に含むものに限ります。以下同じ。）
- （3）懇話会等（公募の市民を構成員に含むものに限ります。ただし、前号に規定する審議会等を除きます。以下同じ。）
- （4）ワークショップ等（市民と市の執行機関の職員が案を作り上げていく会合をいいます。）
- （5）市民会議（市の執行機関が主催し、本市に住所を有する市民が対象事項に関する議論を行う会合をいいます。）
- （6）公聴会等（市の執行機関が広く市民の意見を聴取するための会合をいいます。）
- （7）意向調査（対象事項に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいいます。）
- （8）前各号に掲げるもののほか市の執行機関が適当と認める方法

② 町政参画への仕組みづくり

葉山町パブリックコメント手続に関する要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な施策等を定めるにあたり、その施策等の趣旨、目的、内容等を町民に公表し、広く町民から意見を求め、提出された意見を考慮し意思決定を行うとともに、それらの意見に対する町の考え方及び施策への反映等について町民に公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 町民 町内に居住、勤務又は通学する者及び町内で事業を営む者並びに施策等に利害関係があると認められる者
- (3) 施策等 次に掲げるものをいう。

ア 総合計画、行政改革大綱等重要な計画等の策定又は変更

イ 町の基本的な制度又は方向性を定める条例の制定又は変更

ウ その他実施機関が町民の生活に直接的かつ重大な影響を与えると認める施策の制定又は変更

現状の葉山町では、パブリックコメント手続に関する要綱があり、令和6年度は13件、令和7年度は6件（3/5時点）の実績がある。

しかし、パブリックコメントは、案が固まったタイミングでの実施になることから、施策形成タイミングのものではない。

また、アンケート調査等は規定がないことから、実施するかは各所管の判断による。

② 町政参画への仕組みづくり

葉山町に合う仕組みとは

モニター制度は、制度は行政が作るものの、町民からのアクションによるもの。
市民参加制度は、行政からの町民へのアクションを規定するもの。

アクションの方向性は逆ではあるものの、それぞれ町政参画への仕組みとしては有効なものであると考えます。

むしろ、有機的に機能させていくには、双方向のアクションがあった方がいいかもしれません。

町民には、団体（中間支援組織含む）へ参加しない人も当然います。

また、団体へ参加していたとしても、ライフステージの変化によって、参加していた団体から離れてしまう人もいます。

そういった人たちも含めた、葉山町に合う個人の町政参画への仕組みを、第1回部会でお示したオンラインプラットフォームを含め、検討していければと考えます。

